

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会  
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 21 年 10 月 15 日付け大都整清第 138 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 21 年 8 月 21 日付け大都清整<sup>〔ママ〕</sup>第 94 号により行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 21 年 8 月 11 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「区整安東部長が、国交省に、長吉瓜破区整事業完成したとしての報告提出書面、お願いします。」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 不存在による非公開決定

実施機関は、本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

記

「土地区画整理事業では、国土交通省への事業完成に係る報告書を作成すべき規定はなく、そもそも当該公文書を作成しておらず、実際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 21 年 9 月 8 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

8、9年前、長吉瓜破地区土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）を担当していた安東部長（以下「部長」という。）が、国土交通省に本件事業が完成した旨の報告書を提出する規定があると、異議申立人との話し合いの中で発言した。

当時、異議申立人の1ヶ所のみ未完成であるから、1年以内にすべて清算し工事を完成させるので清算金を払って欲しいと言われ、部長が確約するのであればと思い、今日まで清算金を払ってきているが、8年ほど経過するが何一つ進んでいない。

また、平成21年7月28日に、部長が私どもに言っていた未完成地区は、異議申立人の1件のみではなく、5ヶ所も未完成地区があることが分かった。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 土地区画整理事業における換地処分について

土地区画整理事業とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）に従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいい、法第103条の規定に基づき換地処分をすることとなっている。

また、本件事業では、平成14年6月27日に換地処分の公告を行っており、法第104条の規定に基づき当該公告の翌日に土地の権利関係が確定している。

##### 2 本件文書について

本件文書は、「区整安東部長が、国交省に、長吉瓜破区整事業完成したとしての、報告提出書面」であり、実施機関としては、「実施機関が、国土交通省に対して提出した本件事業の全部が完成した旨の報告書等」とであると判断した。

本件事業において、換地処分前であれば、法第52条及び第55条に基づく国土交通大臣の認可を受けるため、実施機関は、本件事業全体に関する書類である事業計画書を作成し、国土交通省に対して提出している。しかし、実施機関が本件事業の全部が完成した旨を国土交通省に対して報告すべき規定はなく、実施機関は、本件文書を作成していない。したがって、実施機関としては、本件請求について条例第2条第2項に規定する「公文書」が存在しないことを理由に、非公開としたものである。

なお、本件請求前の平成21年7月28日に、実施機関は、異議申立人とは別の公開請求者に対して本件事業の事業計画書等を公開したが、関係人として臨席した異議申立人に対しても、当該事業計画書等を公開するとともに本件文書は存在しないことを説明している。また、本件請求を受けて実施機関は、本件決定を行う前に異議申立人に対して電話をかけ、本件文書が存在しないこと、また、本件事業の事業計画書ならば存在することを伝えたが、異議申立人は電話でのやりとりを望まなかったため、実施機関としては本件請求書の文言のみから本件文書を判断せざるを得ず、本件決定に至った次第である。

##### 3 異議申立人の主張について

本件申立ての中で、異議申立人は「本市から清算金を支払うよう説明を受けた際に、

本市が国土交通省に事業の完成報告書を提出する必要がある旨の説明も併せて受けた。したがって、本市が国土交通省に対して提出した本件事業の全部が完成した旨の報告書等があるはずだ。」という趣旨の主張をしている。

上記2に記載のとおり、本件事業の全部が完成した旨を国土交通省に対して報告すべき規定はない。

なお、部長に確認したところ、本件事業に係り異議申立人とは3度ほど面談し、清算金の徴収に関して、納付しない場合は延滞金が課せられる説明はしたが、異議申立人の言う説明をした記憶はないとのことであった。また、残っている議事録等からも当該発言は確認できない。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

### 2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件文書の不存在を理由として行った非公開決定の妥当性である。

### 3 本件文書の存否について

(1) 実施機関は、本件文書について、土地区画整理事業では、国土交通省への事業完成に係る報告書を作成すべき規定がなく、そもそも本件文書を作成しておらず、実際に存在しないと説明している。

これに対し、異議申立人は、本件事業を担当する部長とのやり取りにおける部長の発言を根拠に、本件文書は存在するはずであると主張している。

(2) そこで、本件事業の経過、本件事業に係り大阪市が国土交通省あて報告又は提出する文書の規程について実施機関に確認したところ、次のとおりの説明であった。

#### ア 本件事業の経過

本件事業は、長吉瓜破地区において、地下鉄谷町線の延伸、長居公園通りと大阪中央環状線の開通などに伴う開発が、無秩序、無計画に広がらないよう、公共施設の整備と宅地の利用増進を図るために行われているもので、昭和50年7月21日に都市計画決定が、昭和52年8月18日に事業計画の決定がなされた。

これを受け、法第53条第2項の規定に基づき、大阪都市計画事業長吉瓜破地区土地区画整理事業施行規程（昭和52年大阪市条例第45号。以下「本件規程」という。）が定められた。

その後、合計 13 回にわたる事業計画の変更がなされ、並行して、仮換地の指定、建物移転や公共施設整備工事が順次実施され、平成 14 年 6 月 27 日、本件規程第 28 条に基づき、工事が完了する前に換地処分が公告された。

その翌日、土地及び建物の登記がなされ、関係者に対し、清算金の徴収及び交付を平成 14 年 11 月 1 日に通知している。しかしながら、本件請求時点において、換地処分の公告はなされているものの、工事そのものは完了しておらず、また、清算金の徴収及び交付も完了していない。

イ 本件事業に係り、大阪市が国土交通省あて報告又は提出する文書の規程

まず、大阪市は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に定める指定都市であり、法第 136 条の 3、法施行令第 77 条及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）に基づき、法において、都道府県知事の権限に属する事務は、指定都市の長が行うこととなっている。

以上の規程に基づき、大阪市は、本件事業の計画決定及び変更に際し、法第 52 条に基づき、現在の国土交通大臣に相当する機関にあたる建設大臣あて、事業計画において定める設計の概要に係る認可申請を行っているほか、法第 121 条に基づき、本件事業の補助金に係る申請を行っている。なお、換地処分については、法第 103 条第 4 項に基づき、公告を行っている。

(3) 以上の実施機関の説明によれば、本件事業においては、本件請求時点において、本件規程に基づき換地処分の公告はなされているが、国土交通省あて、本件事業の事業完成を報告する規程は存在しないし、そもそも、工事は完了しておらず、清算金の徴収及び交付も完了していないとのことである。

(4) ところで、本件請求は、本件事業の完成を大阪市が国土交通省あて報告又は提出した文書を求める趣旨であると解され、本件請求における「完成」とは、本件事業における換地処分が平成 14 年 6 月 27 日になされていることから、本件事業に係る工事の完了又は清算金の徴収及び交付の完了を指すものと解される。

(5) そこで、以上の請求の趣旨を踏まえ、当審査会において改めて法及び規程を確認したところ、本件事業において、工事が完了又は清算金の徴収及び交付が完了した際に、大阪市が国土交通大臣あてに報告又は提出すべき書面等を定めた規程は見出せなかった。

また、本件事業については、上記(3)に記載のとおり、工事も完了しておらず、清算金の徴収及び交付も完了していないとのことであり、そもそも完成といえる状態ではないと認められる。

(6) したがって、部長の当該趣旨の発言の真否を確認することはできないものの、本件文書を作成すべき規程が存在せず、そもそも作成していないため不存在であるとした実施機関の説明を覆すに足る特段の事情も他に認められず、本件決定は是認するほかない。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 大野潤、委員 赤津加奈美